

令和5年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 <会議概要>

1. 日 時 令和6年2月6日(火) 10:00～11:30

2. 場 所 聖カタリナ大学松山市駅キャンパス
聖トマス館2階 第1会議室

3. 出席者

(1) 懇話会委員 (50音順)

赤根 良忠 委員、小木曾 真司 委員、
奥田 幾世 委員、庄野 由桂 委員、田中 顕悟 委員、
中村 恵美子 委員、三浦 純一郎 委員 計7名

(2) 事務局

大野事務局長、渡部事務局次長兼総務課長、横山事業課長、
白田総務企画係長、細谷資格管理係長、竹内医療給付係長、
有田保健事業係長、荻原主事、横井主事、山崎主事 計10名

4. 議 題

- (1) 財政状況について
- (2) 令和6・7年度の保険料について
- (3) 保健事業について
- (4) 広域計画(案)について

5. 質疑・意見交換等

(1) 財政状況について (2) 令和6・7年度の保険料について

(委 員) 今回の保険料率改定案については、将来に向けて後期高齢者医療制度を安定的に運営するために必要かつ適正な案ということで委員の意見をまとめてよいか(委員、異議なし)

(3) 保健事業について

①後発医薬品利用差額通知事業について

(委 員) 昨今は後発医薬品の供給事業に不安があり、後発医薬品を希望する患者全員にお渡しできない状況である。患者に後発医薬品利用差額通知書が届いているのにお渡しできず、トラブルになる場合もある。後発医薬品への不信感、供給状況の改善という課題はあるが、医療機関も後発医薬品利用割合の増加に協力したいと思っている。

(委員) 後発医薬品利用差額通知事業の実績を知りたい。

(事務局) 年2回、差額通知を送付している。令和4年度は約3万9,000人に送付し、被保険者負担分の薬代約3,000万円のところ、後発医薬品を使用してもらうことで約1,670万円に軽減できると推測している。

(委員) 費用対効果を把握して、今後も適正な事業運営に取り組んでいただきたい。

②重複・頻回受診者訪問指導、健診について

(委員) 重複・頻回受診者訪問指導について、対象となった方のうち、指導に同意する方の割合はどれくらいか。

(事務局) 2割から1割程度である。電話によるアプローチの際、不審な電話に思われることがあり、アプローチの仕方についても今後の課題と感じている。

(委員) アプローチを断ってしまったという患者がいるが、こちらから指導を受けてみるよう促すと前向きな返事をする方もいる。民間事業所や医療機関、被保険者の家族を引き入れた地域包括的な支援を行い、被保険者中心の事業展開ができると良いと思う。

(事務局) 検討課題として、健診の受診率が非常に低いことがある。これに対して今年度、新たに今治市が受診券を事前に送付する取り組みを始めた。また受診促進のポスターも一新し、受診率向上につながるための取り組みを行っている。

(委員) 重複・頻回受診者訪問指導、健診受診率の向上に引き続き取り組んでいただきたい。

③フレイル対策について

(委員) フレイルが懸念される方への取り組みについて、他機関との連携や地域包括ケアシステムの活用を予定しているか。

(事務局) 健康保険協会と協力して専門講師の派遣をお願いするなど、今後もより多くの機関との関わりを検討している。ハイリスクの方に対しては、かかりつけ医の協力を得ながら連携して周知していくことが必要と考えている。

(4) 広域計画(案)について

① 医療適正化に関する事務について

(委員) 後期高齢者における第三者行為求償の割合はどれくらいか。

(事務局) 後期高齢者が該当するケースで多いのは交通事故のケースである。求償可能である金額は年々減少しており、これは自動車の性能向上により人身に多大な影響を及ぼす事故が減り、治療費が減少していることが一つの要因であると考ええる。

件数としては平成30年度から令和4年度にかけて毎年600件程度、年間求償額は3億円以上となっている。市町における国民健康保険制度の第三者行為求償と比べ、件数・金額ともに後期高齢者は高い数値を示している。

② 医療給付に関する事務について

(委員) 高額療養費の支給について、患者の中には請求できていない方がいる。対応について知りたい。

(事務局) 広域連合で診療報酬請求書を確認・集計し、該当月に自己負担額の限度額を超えた方には、約3か月後にお知らせをし、勸奨という形で本人に案内している。

以 上